

新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン

平成 23 年 2 月

内閣府

目次

1 ガイドラインの目的及び範囲等	1
2 定義	1
2-1 新しい公共	1
2-2 新しい公共の担い手	1
2-3 中間支援組織	1
2-4 市民ファンド	1
2-5 マルチステークホルダー・プロセス	2
3 支援事業の経緯	2
4 支援事業の趣旨	2
5 支援事業の実施に当たっての基本コンセプト	3
5-1 実施に当たっての3原則	3
5-2 実施に当たっての基本的考え方	3
6 支援事業の管理、運営	5
6-1 交付の目的	5
6-2 支援事業基金の管理・運営	5
6-2-1 支援事業基金の造成方法	5
6-2-2 支援事業基金の運用方法	5
6-2-3 支援事業基金から生じる果実の取扱い	5
6-2-4 寄附金の取扱い	5
6-2-5 支援事業基金の取り崩しの制限	5
6-2-6 支援事業の終了	5
6-2-7 支援事業基金の残額の取扱い	5
6-3 支援事業の基本方針、事業計画	5
6-3-1 基本方針、事業計画の作成等	5
6-3-2 運営委員会における検討及び公表等	5
6-3-3 事業計画の変更	6
6-4 支援事業における実施事業	6
6-5 支援事業の支援対象者	6
6-5-1 支援事業の対象者（6-4 の(1)～(4)の事業）	6
6-5-2 支援対象とならない者	7
6-6 支援事業の実施について	7

6-6-1 実施主体及び実施方法.....	7
6-6-2 事業実施に当たっての留意事項.....	7
6-6-3 使途の制限.....	7
6-6-4 対象経費の範囲.....	8
6-6-5 広域的な連携.....	8
6-6-6 都道府県の内部組織間の連携.....	8
6-6-7 都道府県から国への定期報告時期及び報告内容.....	8
6-7 成果目標の設定.....	9
6-8 支援事業の委託について	10
6-8-1 中間支援組織等への委託.....	10
6-8-2 プロポーザル方式の発注について.....	10
6-8-3 専門家等の派遣について.....	10
6-8-4 委託に係る適正な支払い等.....	10
6-8-5 事業成果に応じた委託事業費の支払等について	10
7 各事業について	11
7-1 N P O等の活動基盤整備のための支援事業	11
7-1-1 趣旨及び内容.....	11
7-1-2 支援対象者の考え方.....	11
7-2 寄附募集支援事業	12
7-2-1 趣旨と内容.....	12
7-2-2 既存の民間の取組みへの配慮.....	12
7-2-3 支援対象者の考え方.....	13
7-3 融資利用の円滑化のための支援事業	13
7-3-1 趣旨及び内容.....	13
7-3-2 支援対象者の考え方.....	13
7-4 つなぎ融資への利子補給事業	13
7-4-1 趣旨及び内容.....	13
7-4-2 委託者の範囲.....	14
7-4-3 支援対象者の考え方.....	14
7-4-4 利子補給の対象となる融資の範囲.....	14
7-4-5 利子補給率.....	14
7-4-6 対象となる金融機関等.....	14
7-4-7 利子補給期間.....	14
7-4-8 完済前に支援事業基金の終期が来る場合の利子補給について	14
7-4-9 概算払いへの移行促進.....	14
7-5 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	14

7-5-1 趣旨及び内容.....	14
7-5-2 事業スキーム.....	15
7-5-3 採択要件.....	15
7-5-4 本事業の予算枠.....	16
7-5-5 事業額の制限.....	16
7-5-6 本事業で施設等の整備及び設備備品の購入等を行う場合について.....	16
7-5-7 本事業の実施の際の留意点.....	16
7-6 社会イノベーション推進のためのモデル事業	17
7-6-1 趣旨及び内容.....	17
7-6-2 事業スキーム.....	17
7-6-3 採択要件.....	17
7-6-4 事業額の制限.....	18
7-6-5 本事業で施設等の整備及び設備備品の購入等を行う場合について.....	18
7-6-6 本事業の実施の際の留意点.....	18
7-7 共通事務に関する事業	18
7-7-1 趣旨及び内容.....	18
8 運営委員会	18
8-1 運営委員会の設置、役割等	18
8-1-1 設置.....	18
8-1-2 部会の設置.....	18
8-1-3 運営委員会の役割.....	18
8-1-4 運営委員会の尊重.....	19
8-2 運営委員	19
8-2-1 運営委員の構成.....	19
8-2-2 選定等に当たっての留意事項.....	19
8-2-3 運営委員の任期、委員長等の選定.....	20
8-2-4 部会の構成等.....	20
8-3 運営	20
8-3-1 開催、決定.....	20
8-3-2 審査、選考等.....	20
8-3-3 審査の簡略化.....	21
8-3-4 透明性等の確保.....	21
8-3-5 留意事項.....	21
8-3-6 報告.....	21
9 連絡調整会議への参画	21

10 情報開示のための基盤整備について	22
10-1 団体情報の開示の義務付け	22
10-2 団体情報の開示の普及推進	22
10-3 財務報告の普及推進	22
10-4 開示状況の確認	22
11 成果のとりまとめと公表	22
11-1 成果のとりまとめ	22
11-2 都道府県の成果報告	23
12 評価の実施について	23
12-1 評価の対象	23
12-2 評価結果の取扱い	23
13 監査等について	23
13-1 都道府県の監査	23
13-2 委託先に対する検査等	23
13-3 支援対象者等に係る検査等	24
14 ガイドラインの改正について	24

新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン

1 ガイドラインの目的及び範囲等

このガイドラインは、新しい公共支援事業（以下、「支援事業」という。）の円滑かつ適確な実施のための指針であり、「新しい公共支援事業交付金交付要綱（仮称）」に基づき各都道府県に造成される基金（以下、「支援事業基金」という。）の設置、運用等に関して、その具体的な方針・方法を示すもの。支援事業の実施に当たっては、本ガイドラインに則った上で、地域の発想や創意工夫による地域主体の取組みを期待する。

2 定義

2-1 新しい公共

「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、N P Oや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

2-2 新しい公共の担い手

新しい公共の担い手とは、地域の諸課題の解決のための社会的活動について自発的、主体的に参加する市民、N P O、企業等であり、従来から公を支えてきた行政等の主体と共に公を支えていくものである。支援事業の対象は、主に人的、財政的基盤が脆弱な特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（いわゆる「N P O等」）であり、自発的、主体的に運営する組織をいう。

2-3 中間支援組織

中間支援組織とは、市民、N P O、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、N P O等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがN P O等である場合もある。

2-4 市民ファンド

市民ファンドとは、市民主体で設立された、N P O等の支援のための資金提供を行う組織を言う。

2-5 マルチステークホルダー・プロセス

マルチステークホルダー・プロセスとは、多様なステークホルダーが対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスを指し、国際社会の多様な場面で活用されてきた。我が国では、「社会的責任に関する円卓会議」（平成 21 年 3 月設立）において提唱されており、例えば、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、政府といった、広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で問題解決に当たるための「新しい公共」の枠組みとして、本取り組みの地域への展開が求められている。

3 支援事業の経緯

古くからの日本の地域や民間の中にあった人々の支え合いと活気のある社会である「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人々や地域の絆を作り直すことが求められている。

「新しい公共」宣言（平成 22 年 6 月 4 日、第 8 回「新しい公共」円卓会議とりまとめ）には、「これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である。国民がその意志を持つとともに、政府が「国民が決める社会」の構築に向けて具体的な方策をとることを望む」とあり、政府の取組みとして「NPO 等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組みと連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援」するとした。また、同円卓会議では、「新しい公共」宣言と合わせて政府への提案の中で、NPO 等への少額金融制度の拡充、委託業務における概算払いの積極的導入等が記載され、政府としても、NPO 等の新しい公共の担い手について、企業等とも連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を検討するとしたところである。

さらには、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「起業や新規参入を行う企業、社会的企業、NPO 等に対する資金供給を確保することが不可欠」「NPO 等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める」としている。

4 支援事業の趣旨

「新しい公共」は、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担うなど、市民、NPO、企業等がともに支えあう仕組み、体制が構築されたもの。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会である。

支援事業は、上記社会を実現するために、行政が独占してきた領域を「公（おおやけ）」

に開く取組みを試行することを通して、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図ることとする。

また、あわせて、地方自治体がNPO等に「公」を開くための職員の意識づけ・啓発、協働の考え方、契約のあり方などを見直し、「新しい公共」に対する地方自治体の意識改革も促す。

支援事業の実施により、NPO等にとっては、寄附や融資を受けやすい環境が構造的に整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的又は技術的な活動基盤の整備が進むことにより、NPO等の活動が自立・定着していく。

また、モデル事業により、サービスやコストなどの改善効果や、他事業への波及効果が期待でき、地域の課題解決や価値創造につながる新しい取り組みを評価・普及することで、「新しい公共」が目指す社会に向けて、更なる進展につなげることができる。

なお、本支援事業は、新しい公共の推進施策の中核をなすものであり、事業実施のプロセス及びその結果により、新しい公共の理念を体現するものである。

5 支援事業の実施に当たっての基本コンセプト

支援事業を通じて、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図る。これにより、公的な財やサービスの効率的な提供と、地域における雇用や参加の場の拡大に資する。

5-1 実施に当たっての3原則

- (1) 「新しい公共」の担い手が行政に過度に依存することがないよう、NPO等の自立的活動を間接的に後押しすることを基本とする。なお、支援事業は地域における取り組みが定着するまでの、2年間の暫定的な対応とする。
- (2) 支援事業の選定などを行う運営委員会は、市民、NPO、企業等の多様なメンバーによる官民協働の取り組みとして、公平性を確保する。
- (3) 支援事業の選定過程は可能な限り開示し、透明性を確保するとともに、支援を受けるNPO等は、報告と情報開示の徹底により、市民等の監視と評価を受ける。また、NPO等の創意工夫に富んだ企画、提案等を取り入れ、運用できる仕組みとする。

5-2 実施に当たっての基本的考え方

- (1) 支援事業の実施に当たっては、一過性のPRやイベント等よりは、むしろ、ボランテ

ィア・コーディネーター等の育成、寄附を仲介する市民ファンドの新設・強化等、NPO等の支援基盤が継続し、発展することが可能となる人材・仕組み作りに重点を置く。このため、少額助成や既存事業の補てん・振替ではなく、従来の事業では十分対応できなかった支援の核心を突く革新的・創造的な内容が含まれる事業や、支援事業の目的達成のために必要不可欠であり、確実に効果が上がる事業に重点投資を図る。

また、支援事業を通じて、市民の実体験を実現したり、成功事例の共有などを進める。

- (2) 支援事業の推進に当たっては、民間等の豊富なノウハウを生かすため、可能な限り、中間支援組織・市民ファンド等との協調と連携を図るものとする。官と民の適切な役割分担により、これら既存の活動を生かし、将来の寄附、市民参加を促進する。
- (3) NPO等の信頼性向上のため、全国共通の情報基盤への掲載や会計基準の導入に必要な知識や技術を提供するなど、NPO等の情報開示を支援する。
- (4) NPO等と地域の企業や経済界の連携を重視する。地域の企業等が新しい公共の場に参画することにより、その取り組みの強化を促すとともに、NPO等との継続的な関係を強化し、地域貢献と雇用や参加の場の拡大を図る。
- (5) 「新しい公共」の拡大と定着のためには、地方自治体の理解と意識改革も必要である。「新しい公共」推進に向けた地方自治体の取り組みの強化を促すとともに、意欲と創造力のあるNPO等と地方自治体による新たなメカニズムの創出が起こるよう、その連携・協働の強化を図る。
- (6) 「新しい公共」の多様な担い手が協働して、自ら地域の諸課題の解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の構築と普及を図る。
- (7) 制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約の壁を乗り越えて「新しい公共」の取組の幅の拡大を図る。
- (8) 事業の効果が他の都道府県にも拡がる場合、複数の都道府県又は業務の受託者が連携して事業を推進する場合など、支援事業の実施において、都道府県域を越えた広域的な連携に配慮する。

6 支援事業の管理、運営

6-1 交付の目的

新しい公共支援事業交付金は、支援事業に必要な経費を都道府県に対し、交付するもの。

6-2 支援事業基金の管理・運営

6-2-1 支援事業基金の造成方法

都道府県は、別途定める「新しい公共支援事業交付金交付要綱（仮称）」等に基づき、国からの交付金を受けて支援事業基金を造成する。都道府県に既に同趣旨の基金が造成されている場合には、明確な区分経理を行う。

6-2-2 支援事業基金の運用方法

支援事業基金は、確実かつ効率的に運用するものとする。

6-2-3 支援事業基金から生じる果実の取扱い

支援事業基金の運用によって生じる果実は、支援事業基金に繰り入れる。

6-2-4 寄附金の取扱い

市民や企業等からの寄附金については、他の基金で対応することとし、支援事業基金に繰り入れないこととする。

6-2-5 支援事業基金の取り崩しの制限

支援事業基金（繰り入れられた果実を含む。）は、支援事業で実施する事業（6-4 に掲げる事業）を行う場合を除き、取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。

6-2-6 支援事業の終了

支援事業の実施期限は、平成 25 年 3 月 31 日とする。ただし、6-4 の(7)の共通事務に関する事業のうち、運営委員会に関する事務、成果の取りまとめと公表に必要な事務、評価の実施のために必要な事務及び監査等については、支援事業終了後において一定の期間の業務が生ずることとなるため、平成 25 年 9 月 30 日まで実施することができる。また、支援事業の精算手続きに関しては、平成 25 年 12 月 31 日まで延長することができる。

6-2-7 支援事業基金の残額の取扱い

支援事業の終了時（監査等による支援事業基金への返還手続きを含む精算手続き終了後）において、支援事業基金に残額がある場合には、別に定める手続きに従い、これを国庫に納付する。

6-3 支援事業の基本方針、事業計画

6-3-1 基本方針、事業計画の作成等

都道府県は、支援事業に係る交付金の申請に際し、支援事業に係る基本方針の案及び事業計画書の案を作成の上、国に提出する。

6-3-2 運営委員会における検討及び公表等

8-1-1 により都道府県に運営委員会が設置された後は、都道府県は、6-3-1 の基本方針の案と事業計画の案を運営委員会に諮り、了承を得るとともに、国の確認を得て決定し、公表するものとする。

6-3-3 事業計画の変更

都道府県は、前記の計画を変更しようとする場合（計画のうち、成果目標、必要経費の額等の変更に限る。）には、事業計画変更書を作成し、変更案を運営委員会に諮り、了承を得る。また、国に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

6-4 支援事業における実施事業

支援事業における実施事業は、以下のとおりとする。

- (1) NPO等の活動基盤整備のための支援事業
- (2) 寄附募集支援事業
- (3) 融資利用の円滑化のための支援事業
- (4) つなぎ融資への利子補給事業
- (5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
- (6) 社会イノベーション推進のためのモデル事業
- (7) 共通事務に関する事業

6-5 支援事業の支援対象者

6-5-1 支援事業の対象者（6-4 の(1)～(4)の事業）

支援事業による支援の対象の範囲は、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（いわゆる「NPO等」）であって、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等とする。民間企業、独立行政法人、個人は対象とならない。また、上記のうち、複数の者が構成メンバーとなり、連携、協働して形成する一の組織・団体等についても対象となる。

支援対象者は、以下に掲げる要件に適合することを基本とする。

- ア 「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- イ 4 に掲げる「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。
- ウ 資金、活動面において自立のための支援を必要としていること。
- エ 情報開示がなされていること、又は支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。
- オ 繙続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。
- カ 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が

整備されていること。又は、支援事業の取り組み期間中にこれらが整備される予定であること。

6-5-2 支援対象とならない者

6-5-1 に該当する場合でも、以下の者は、支援対象者とはしない。

- ア その活動が著しく特定の個人又は団体の利益を図るとみられる組織、団体
- イ 宗教活動や政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体

6-6 支援事業の実施について

6-6-1 実施主体及び実施方法

支援事業の実施主体及び実施方法は以下のとおりとする。

- (1) NPO等の活動基盤整備のための支援事業、(2) 寄附募集支援事業、(3) 融資利用の円滑化のための支援事業

都道府県が実施主体となり、自ら実施又は外部（NPO等、中間支援組織など）へ委託して実施する。

- (4) つなぎ融資への利子補給事業

都道府県が実施主体となり、自ら実施又は外部へ委託して、利子相当額助成金を支援対象者に交付する。

- (5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

NPO等、都道府県・市区町村（NPO等と地方自治体は連携していること）又はNPO等と都道府県・市区町村を含む協議体が実施主体となる。交付金は、支援事業基金から都道府県・市区町村又は協議体に交付し、これらは自ら実施、外部へ委託又は実施主体となるNPO等へ助成して実施する。

- (6) 社会イノベーション推進のためのモデル事業

都道府県・市区町村が実施主体となり、自ら実施又は外部へ委託して実施する。

- (7) 共通事務に関する事業

都道府県が実施主体となり、自ら実施又は外部へ委託して実施する。

6-6-2 事業実施に当たっての留意事項

各都道府県においては、できる限り、前項の（6）を除く全ての事業について実施するものとするが、支援事業基金の造成時において、既に同種の事業を都道府県において実施している場合等は、この限りではない。また、特定の事業に事業額が極端に偏ることがないよう配慮するものとする。

6-6-3 用途の制限

支援事業は各都道府県が行う新しい取組みを支出対象とし、既に実施している事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替については支出対象としない。

また、行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、支援事業基金からの支出対象とはならない。ただし、他の補助事業の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については支出対象とすることができる。

6-6-4 対象経費の範囲

対象経費の内訳は以下の通りとする。

ア 6-4 の各事業共通の経費

事業に必要な、人件費、諸謝金（委員、講師）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費 等

イ 6-4 の(4)の事業に係る追加的経費

利子相当額補助金

ウ 6-4 の(5)及び(6)の事業に係る追加的経費

事業を実施するために必要かつ適切な経費

なお、上記においては、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費については対象外とする。

6-6-5 広域的な連携

都道府県は、効果的、効率的に支援事業を実施するため、都道府県域を超えた幅広い情報交換を行うなど、広域的な連携を進めることとする。その際、積極的に中間支援組織、N P O等もメンバーに含めるものとする。例えば、地域ブロックにおける支援事業に関する連絡会議の開催、各運営委員会間での情報交換、地域ブロックごとに設置されているN P O等の認証に関する会議やソーシャルビジネス、コミュニティビジネスに関する協議会等との適切な連携を行うこととする。

6-6-6 都道府県の内部組織間の連携

「新しい公共」の担い手となるN P O等については、多様な法人形態や活動分野が想定されていることから、都道府県が支援事業を実施するにあたっては、福祉、教育、ソーシャルビジネス等のN P O担当部局以外の複数の部局が関与することが想定される。

このため、各都道府県においては、支援事業の窓口となる部局を定めるとともに、都道府県内の関係部局との連携と情報の一元化を図り、各担当部局間の役割分担を明確化することとする。

6-6-7 都道府県から国への定期報告時期及び報告内容

都道府県は、支援事業基金造成時、平成23年4月1日から6月、1年、1年6月、2年経過時及び支援事業終了時において、それぞれ2月以内に、国に対して以下の内容を記載した事業報告を行うものとする。

(1) 支援事業基金造成時

- ・ 支援事業基金の名称、造成額など、支援事業基金の概要が分かるもの（基金条例の

写しなど)。

- ・ 運営委員会の名称、実施・開催方法、構成メンバー（役職を含む）、情報開示の方法等が分かるもの。
- ・ その他

(2) 支援事業基金造成時、平成 23 年 4 月 1 日から 6 月、1 年、1 年 6 月経過時

- ・ 支援事業基金の運用及び取り崩しの状況
- ・ 事業の実施状況
- ・ 運営委員会の開催状況
- ・ 設定した目標の達成状況
- ・ その他

(3) 平成 23 年 4 月 1 日から 2 年経過時及び事業終了時

- ・ 支援事業基金の運用及び取り崩しの状況
- ・ 事業の実施状況
- ・ 運営委員会の開催状況
- ・ 設定した目標の達成状況
- ・ 各事業に係る支援事業基金終了後の方針
- ・ その他

なお、N P O 等の個々の支援対象者については、上記に合わせて毎回、定期報告を求める必要はない。

6-7 成果目標の設定

都道府県は、下記の評価項目を参考に、支援事業終了後における事業の成果目標を定めるものとする。成果目標は、可能な限り数値を用いて設定するものとする。

- ア N P O 、中間支援組織等のボランティア・コーディネーター（市民の社会参加の支援者）、プログラム・オフィサー（助成活動の推進者）及びファンドレイザー等の育成数
- イ 支援対象となるN P O 等の情報開示の実施数
- ウ 支援対象となるN P O における会計基準（例えばN P O 法人会計基準等）の導入件数
- エ 社会貢献活動・イベント等の件数、市民参加人数
- オ 人材登録バンク・物的資源登録バンクなどの組織の設置状況、人材・資源の登録数、人材派遣数、資源提供数
- カ 支援対象者が寄附を受けた件数、寄附額
- キ 市民ファンド等の設置件数、寄附額
- ク 支援対象者の融資利用件数、融資利用額
- ケ 行政からの委託業務に係る支払いにおける概算払い（前金払いを含む）の普及率
- コ 多様な担い手による協働の仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）等による新しい公共の場に参加した組織数

サ 社会イノベーションの推進により解決を図ろうとする地域の課題の改善度を示す適当な指標 等

シ その他

なお、都道府県等は、国が別途定める成果目標の達成状況等の把握のための調査に協力することとする。

6-8 支援事業の委託について

6-8-1 中間支援組織等への委託

NPO等を支援する既存の組織・団体の経験とノウハウを有効活用するため、支援事業を適切に遂行することができる中間支援組織、市民ファンド、専門家等が存在する場合、これらに支援事業の実施を積極的に委託することとする。

都道府県内に、これらの中間支援組織等が複数存在する場合には、その活動分野や活動エリア、地域の実情を踏まえ、適切な分担の下、複数の中間支援組織等への委託を行うこととする。

6-8-2 プロポーザル方式の発注について

中間支援組織等からの提案に基づいて委託内容（仕様）を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、基本的にはプロポーザル方式の発注を検討する。また、6-4 の(1)、(2)及び(3)の事業内容について、複数の中間支援組織等より、優良かつ独創性が認められる異なる提案があった場合、可能な限り多様な中間支援組織等への委託することとする。

6-8-3 専門家等の派遣について

中小企業診断士、ファンドレイザー（寄附の推進役）、金融・経理業務経験者等の専門家等の派遣に際しては、その契約は日額単価を基本とする単価契約の導入を検討する。

派遣される専門家等の業務管理を適切に実施する観点から、当該派遣業務を受託した中間支援組織等において、専門家等の登録、派遣される専門家等の業務の管理、経費の支出及び派遣された専門家等の実績・評価の公表を一元的に行うこととする。

6-8-4 委託に係る適正な支払い等

委託契約の際には、委託先における当該委託業務に係るコストが適切に賄われるよう、適正な水準の単価を設定するとともに、合理的な計算に基づく間接経費を適切に計上することとする。また、本基金からの支出については、概算払いを基本とする。また、本事業は、その実施のプロセスと結果により、新しい公共の理念を体現するものであり、契約にあたっては、NPO等と行政の協働に十分配慮する。

6-8-5 事業成果に応じた委託事業費の支払等について

委託契約に当たっては、支援事業による最終受益者である支援対象者の数や満足度が委託事業費の支払いに反映できるような仕組み（例えば、一定の自己負担を支払う支援事業利用者の数を委託費の支払額に反映させるなど）の導入について検討するものとする。

7 各事業について

7-1 NPO等の活動基盤整備のための支援事業

7-1-1 趣旨及び内容

(趣旨)

NPO等がその活動を社会から認知され、協働相手とのネットワークづくり等を強化するためには、適切に情報発信を行うことが必要であるが、そのためのコンテンツ等の整備については必ずしも十分なものとなっていない。

また、NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況等を適切に開示することが必要であるが、財務諸表の作成等についての知識、技術が不足しており、この結果、金融機関等、寄附者等の理解が得られず、寄附が集めにくかったり、融資を受けられない場合が多い。

また、NPO等の人材育成、企業などの異業種とのマッチング、活動拡大のためのネットワークの構築等も求められている。

このため、NPO等の事業の各種活動基盤を整備し、透明性や健全性の確保を促進する。

(具体的な事業内容の例示)

本事業の具体的な内容については、NPO等からの申請に基づき実施することとなるが、一例を示すと以下のような活動が対象となる。

ア 専門家派遣による個別指導（公認会計士、税理士、金融機関関係者、プログラマー、各種アドバイザー等の専門家を募集、登録、派遣等し、財務諸表、事業計画、情報発信のためのコンテンツ等の作成を支援する。）

イ NPO等の税務、会計を支援する専門家の育成

ウ 講習会の開催（財務諸表、事業計画、情報発信のためのコンテンツ等の作成）

エ NPO等の活動のマスコミ広報

オ 組織・人材等のデータベースの整備と情報提供

カ NPO、中間支援組織等のボランティア・コーディネーター（市民の社会参加の支援者）、プログラム・オフィサー（助成活動の推進者）の育成・確保

キ 会計基準の普及

ク 人的・物的資源の調達及びそれらの提供先との調整・マッチング機能の確保

ケ 関係者の連携促進のための交流・ネットワーク形成

コ その他

なお、上記を進めるに当たり、必要に応じて専門家等を雇用することは有効な手段となる。

7-1-2 支援対象者の考え方

本事業の実施により、当該NPO等の活動基盤が改善され、当該NPO等の活動の活性化が見込まれるNPO等とする。

7-2 寄附募集支援事業

7-2-1 趣旨と内容

(趣旨)

NPO等については、寄附金にその活動の源泉を依存する場合も多いが、寄附金集めに関しては、そのノウハウを有しているNPO等はまだ少ないため、その活動に限界が生じる場合も多い。

また、従来の多くの寄附は、寄附者にとってその効果を実感しにくいという批判があった。この反省を踏まえて、近年、寄附をした市民、企業等の意向により使途と効果が明確にされている寄附形態が注目を集めており、そのような寄附金募集を行うNPO等に資金が多く集まっている。

このような流れを踏まえ、寄附者の意向に沿って特定の分野、団体又は事業に寄附金を届けるとともに、寄附を受け取ったNPO等は寄附者に適切に情報を発信し、両者の顔が見える関係づくりを積極的に進めることができ、今後の寄附文化の醸成に向けて有効である。

(具体的な事業内容の例示)

本事業の具体的な内容については、NPO等からの申請に基づき実施することとなるが、一例を示すと以下のような活動が対象となる。

- ア 専門家派遣による個別指導（ファンドレイザー等の専門家の募集、登録、派遣等。）
- イ NPO等の活動を応援する市民ファンドの創設
- ウ 寄附金募集についてのマスコミ広報
- エ チャリティイベント等の開催
- オ 寄附金募集についての地元企業等への説明会の開催
- カ 寄附募集の先進事例の収集とNPO等に対する情報提供
- キ 多様な寄附手段の環境整備（ネット寄附、クレジットカード決済等）
- ク 新たな寄附形態の企画・提案（収益の一部を寄附に充てる商品開発、構造物・備品・仮設物等への記名によるメッセージ寄附等）
- ケ 寄附者に対する寄附の使途に関する成果報告等
- コ NPO、中間支援組織等のファンドレイザーの育成
- サ その他

なお、上記を進めるに当たり、必要に応じて専門家等を雇用することは有効な手段となる。

7-2-2 既存の民間の取組みへの配慮

寄附の流れを拡大させるためには、既存の民間の取組みを阻害せず、むしろ継承・発展させることが重要であり、民間において寄附金の募集を行う組織（市民ファンド等）が既に存在する場合は、協調と連携の観点から当該民間団体に本事業の業務を委託することを積極的に検討する。ただし、当該民間団体が業務を適確に遂行するに足りる能力、経験、

実績等を有することを要する。

7-2-3 支援対象者の考え方

本事業の対象は、寄附募集等の民間における資金調達を積極的に進めようとするNPO等で、この事業を実施することにより、一時的な寄附金の増加のみではなく、情報開示や透明性の向上を進めることにより関係者（寄附者や受益者等）との接点や協力関係が深まり、継続的な支援活動につながることが見込まれるNPO等とする。

7-3 融資利用の円滑化のための支援事業

7-3-1 趣旨及び内容

(趣旨)

NPO等は新しいサービス市場を開拓し、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを展開する可能性を有する。また、公共的な財・サービスの提供主体になることで、新たな雇用を拡大させる可能性がある。

しかしながら、NPO等の活動資金（施設の改修費、事業の立ち上げ資金等）を金融機関等から調達する際には、事業計画書や資金計画書など各種の資料の提出が求められるが、現状では、これらの対応が十分にできないなど、融資を受けるスキルが不足しているため、資金調達を断念してしまうことが多い。

このため、NPO等のスキルアップにより、金融機関等による融資の円滑化を推進する。

(具体的な事業内容の例示)

ア 講習会の開催等により、NPO等の融資申請に係るスキルアップ等を行う。

イ NPO等から申請のあった事業案件について、金融機関関係者、中小企業診断士等の専門家による個別指導等を行う。

なお、上記を進めるに当たり、必要に応じて専門家等を雇用することは有効な手段となる。

7-3-2 支援対象者の考え方

本事業の対象は、本事業の実施により金融機関等からの融資の円滑化が図られ、活動の活性化が図られると見込まれるNPO等とする。

7-4 つなぎ融資への利子補給事業

7-4-1 趣旨及び内容

(趣旨)

イベントの運営、施設の管理・運営・整備、各種の調査・相談・支援等について行政から受託するNPO等が増えている。当該業務に係る経費については行政から事業終了後に精算払いされることもあり、この場合には、NPO等は地域の金融機関等からの借り入れ（つなぎ融資）により、当該業務の経費に充てることとなる。このような、借り入れに係る利息についてNPO等が負担することは、NPO等と行政との協働業務を妨げるとともに、

発生した利子負担によりN P O等の財政を厳しいものにしている。

このため、概算払い（前金払いを含む）による委託費の支払いの普及を促進するとともに、委託契約費用の支払い方式について精算払いから概算払いへ移行することを前提として当面の間、行政からN P O等に対する委託業務について、つなぎ融資への利子補給を行う。

（具体的な事業内容）

ア 行政からの委託業務に関して、金融機関等のつなぎ融資を利用する場合、当該融資にかかる利子相当額について、本事業により利子補給を行う。

7-4-2 委託者の範囲

本事業の対象となる委託業務の委託者は、国、都道府県、市区町村とする。

7-4-3 支援対象者の考え方

本事業の対象となるN P O等は、7-1-2に規定される委託者から業務を受託したN P O等とする。

7-4-4 利子補給の対象となる融資の範囲

利子補給の対象となる融資は、N P O等が行政からの業務を受託しており、委託費の支払いが精算払いとなる場合に、その業務に必要な経費を金融機関等からの借入金によってまかなっている場合とする。

7-4-5 利子補給率

支援事業基金からの利子補給は、N P O等に係る金融機関等からの借り入れ利率が無利子となるように利子相当額を補給するものとする。ただし、上限は2%とする。

7-4-6 対象となる金融機関等

7-4-4に掲げる金融機関等は、日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、N P Oバンク等とする。

7-4-7 利子補給期間

本事業による利子補給は、平成25年3月31日までに発生する利子を対象とする。

7-4-8 完済前に支援事業基金の終期が来る場合の利子補給について

N P O等から金融機関等への完済前に支援事業基金の終期が来る場合、予め金融機関等に利子相当額を支払い、N P O等は支援事業基金の終期前に利子相当額の補給を申請することとする。

7-4-9 概算払いへの移行促進

利子補給を行う際、都道府県は、委託者である市区町村等に対して、概算払い（前金払いを含む）への移行促進に向けた普及・啓発を行う。

7-5 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

7-5-1 趣旨及び内容

（趣旨）

地域における諸課題の解決に向けて、行政だけでは対応が不十分なケースが増えており、NPO等による「新しい公共」の活動により、良好で効率的なサービスを提供していくことが必要である。「新しい公共」の推進に当たっては、NPO等の自立的な活動が基本となるが、一方、地方自治体の理解と連携も必要不可欠であることから、本事業により、地方自治体とNPO等の協働のモデル作りを進めていく。

また、本事業は、多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる「新しい公共」の体制を構築し、問題解決を図っていくプロセスをモデル的に実施するものであり、多様な参加者による推進組織などの協働の場が設置され、事業終了後においても「新しい公共」による取組みの継続・発展の環境作りが行われることとなる。

（具体的な事業内容）

行政が独占してきた「公（おおやけ）」を市民、企業、NPO等に開くため、その先進的な取組みについて、NPO等と地方自治体との協働による事業として実施する。

7-5-2 事業スキーム

ア 「新しい公共」の担い手など地域からの提案をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体が実施主体として応募する。

イ 事業の選定は運営委員会が行い、都道府県において決定する。

ウ 選定された事業の予算は支援事業基金から都道府県・市区町村又はNPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体に交付する。

エ 実施に際しては、都道府県・市区町村又は協議体は自ら実施するほか、外部に委託したり、実施主体の一員であるNPO等に委託又は助成する。

7-5-3 採択要件

ア 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルになるものであること。

イ 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体が実施主体となる事業であること

ウ NPO等と都道府県・市区町村は、地域の諸課題を解決するため、多様な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーはおおむね5団体以上の幅広い参画を目標とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）による会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取組みを進めることであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本会議体を活用し取組みを継続させる。

（また、政府が参加する「社会的責任に関する円卓会議」の提案を受けて、地域において、多様な担い手が協働して問題解決に当たるマルチステークホルダー・プロセスの取

り組みを展開する場合も対象となりうる。)

エ 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取り組みの強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの。

(例えば、モデル事業に関するNPO等が自立的、主体的活動を継続していくため、人材育成、事業化・立ち上げ支援、市民ファン等の設置、成功事例の普及・啓発などの施策を含むものなどが想定される。)

7-5-4 本事業の予算枠

(1) 一般枠

採択要件ア、イ、ウを満たすもの。

(2) NPO等支援重点化枠

採択要件ア、イ、ウ、エを満たすもの。

一般枠及びNPO等支援重点化枠を含めた本事業の都道府県における実施総額の上限は、6-4 の(1)～(5)及び(7)の事業の合計額の概ね 1/2 以内とする。特別な理由があり、1/2 を超える場合には、内閣府と個別協議を行うものとする。一般枠の上限は、6-4 の(1)～(5)及び(7)の事業の合計額の概ね 1/3 以内とする。

なお、一般枠とNPO等支援重点化枠の構成比率については、可能な範囲で後者の割合が大きいことが望ましい。

7-5-5 事業額の制限

本事業の1事業ごとの上限額は原則 1,000 万円とする。ただし、都道府県等の状況により、これによることがふさわしくない場合は、この限りでない。下限額は概ね 100 万円とする。

7-5-6 本事業で施設等の整備及び設備備品の購入等を行う場合について

本事業は施設等の整備を目的とするものではなく、ソフト面の施策を重視することから、施設等の整備や設備備品の購入に交付金を充てる場合は、当該交付金の使途が本事業の趣旨に合致し、かつ、当該施設等の整備又は設備備品の購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限は原則として予算額（個々の事業案件の予算額）の概ね 1/2 以内とする。なお、特別な理由があり、これによらない場合は、内閣府と個別協議を行うものとする。

また、行政等による他の補助金等の制度が存在する場合には、当該制度で優先的に実施するものとし、当該制度で実施することが困難な場合に、本事業により交付金を充てることとする。その場合、当該施設等の整備又は設備備品の購入にかかる事業額に対する補助率は、当該制度の補助率（助成率、交付割合など）以内とする。

なお、支援事業終了後において、未償却の残余財産が生じる場合には、事業終了後も、支援事業の交付の目的に沿って取り扱うものとする。

7-5-7 本事業の実施の際の留意点

本事業の経費が都道府県・市区町村に対して交付される場合には、事業実施に当たっては、個別の事業計画に沿って責任範囲をNPO等と分担したうえで、事業の一部を当該NPO等に委託し、助成するなど、協働の上で実施するものとする。

7-6 社会イノベーション推進のためのモデル事業

7-6-1 趣旨及び内容

(趣旨)

「新しい公共」宣言にうたわれている「支え合いと活気のある社会の実現」に向けて、地域の社会的な課題に対して、地域住民が主体的に参画したり、NPO等を組織して、地域のソーシャル・キャピタルを高める活動を展開していく上で、地域の特性や事情から、既存の制度の枠組みだけでは十分な活動ができない場合が存在する。

本事業は、制度・領域横断的な対応でこのような壁を突破し、既存の制度や規制の制約を乗り越えて新しい公共の力を発揮できるようにすることで、地域の諸課題の解決を図る「社会イノベーション」を推進する事業を試行し、新しい公共の取組の幅を広げるものである。

(具体的な事業内容)

「新しい公共」宣言にうたわれている「支え合いと活気のある社会」の実現に向けて、地域の社会的な課題に対して、制度・領域横断的な対応により既存の制度や規制の制約を乗り越えて、地域のソーシャル・キャピタルを醸成する「社会イノベーション」を推進する事業を試行する。

7-6-2 事業スキーム

- ア 「社会イノベーション」の推進につながる事業について、都道府県・市区町村が応募する。
- イ 事業の選定は運営委員会が行い、都道府県において決定する。
- ウ 選定された事業の予算は都道府県・市区町村に交付する。
- エ 実施に際しては、ウの交付先が自ら実施するほか、外部に委託して実施することも可能とする。

7-6-3 採択要件

- ア 環境、教育・文化、医療・福祉、子育て支援、まちづくり等の地域の社会的な課題に、地域住民や地域組織が主体的に参画したり、NPO等を組織して、その解決に向けて取り組むものであること。
- イ 既存の制度の枠組みだけでは十分な活動を展開して効果を発揮することができず、その制約を乗り越えて制度・領域横断的な活動を展開し、制度や規制の改革の見直しにつながる内容を含み、他の地域のモデルになるものであること。
- ウ 事業の展開により、地域社会の様々な構成員が「居場所と出番」を得られるものであること、特に、地域の社会的な課題の解決を地域における雇用の創出や社会参加の

促進に結びつける要素を持つものであること。

- エ 既存の制度や規制の制約を乗り越えて事業を実施することから、事業の内容に応じた学識経験者や関係者等の参画を求め、事業の安全性や効果について評価する体制を整備し、事業の実施前後に評価を行い、運営委員会に報告すること。

7-6-4 事業額の制限

本事業の1事業ごとの上限額は5,000万円とする。

7-6-5 本事業で施設等の整備及び設備備品の購入等を行う場合について

7-5-6の規定を準用する。

7-6-6 本事業の実施の際の留意点

本事業については、都道府県・市区町村に対して交付されるが、事業実施に当たっては、地域の社会的な課題の解決に向けた地域住民の主体的な参画やNPO等の市民団体との協働により実施するとともに、将来的な制度改革を通じて、新しい公共の取組みの幅を広げることに寄与する視点から取り組むことが求められる。

7-7 共通事務に関する事業

7-7-1 趣旨及び内容

(趣旨)

支援事業を適切かつ円滑に実施するため、各都道府県における共通的な事務を実施する。

(具体的な事業内容)

- ア 8の運営委員会に関する事務
- イ 9の連絡調整会議への参画のために必要な事務
- ウ 10の情報開示のための基盤整備に必要な事務
- エ 11の成果のとりまとめと公表に必要な事務
- オ 12の評価の実施のために必要な事務
- カ 13の監査等の実施に必要な事務
- キ その他、NPO等に関する実態把握など支援事業を適切かつ円滑に行うために必要な調査、連絡調整等の事務

8 運営委員会

8-1 運営委員会の設置、役割等

8-1-1 設置

運営委員会は、都道府県に設置する。

8-1-2 部会の設置

運営委員会には必要に応じて部会を設置できるものとする。

8-1-3 運営委員会の役割

運営委員会は、以下の役割を担う。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (2) 都道府県が委託する事業における団体・組織からの提案の選定
- (3) NPO等の支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定
- (4) モデル事業（6-4の(5)及び(6)の事業）の選定
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (7) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- (8) 事業等の選定基準の検討
- (9) その他

8-1-4 運営委員会の尊重

都道府県は、8-1-2に係る運営委員会の決定等を最大限に尊重するものとする。なお、運営委員会の決定等に反する判断がなされる場合は、その理由を明示し、6-6-7で規定する国への報告内容に含めるものとする。

8-2 運営委員

8-2-1 運営委員の構成

運営委員の構成は、事業選定の公平性を確保し、地域の多様な関係者の意見を踏まえる観点から、また、支援事業への広い理解を得て、「新しい公共」の考え方の普及を図る観点から、以下を基本としつつ、各都道府県で決定することとする。

- ・ 学識経験者
- ・ 中間支援組織
- ・ NPO等
- ・ 企業、経済団体
- ・ 金融機関等
- ・ 公認会計士などの会計の専門家
- ・ 市町村等の行政

また、以下の各関係者の参加についても、可能な限り含めるものとする。

- ・ マスコミ、雑誌等編集者、著作者等
- ・ 一般市民
- ・ その他、必要に応じて

8-2-2 選定等に当たっての留意事項

- ア 選定等に当たっては、高い識見を有し、公平・中立的な立場から運営委員会の審議に貢献できる者から選定するものとする。
- イ 中間支援組織、NPO等から運営委員を選定する際は、実績のある者から選定するものとする。また、当該都道府県内から選定した場合に中立、適正な審議が行えない

可能性がある場合等には、他の都道府県から選定することが望ましい。選定にあたっては、公募についても検討する。

ウ 選定等においては、8-2-1に掲げる特定の分野の委員数が委員全体の半数を超えないこととする。

8-2-3 運営委員の任期、委員長等の選定

運営委員の任期、運営委員会の長等の選定方法については、都道府県で適宜定める。

8-2-4 部会の構成等

部会の設置に際しては、当該部会の特性を考慮しつつ、その構成や選定に当たっては、運営委員会に準じるものとする。

8-3 運営

8-3-1 開催、決定

運営委員会の開催、決議方法等の運営方法については、都道府県で適宜定めるものとする。なお、運営委員会の開催頻度については、NPO等の活動の推進を妨げることのないよう、適切な時期に実施するよう留意するものとする。

8-3-2 審査、選考等

運営委員会で、事業計画の検討、都道府県の委託等を受ける団体・組織の選定、NPO等の支援対象者やモデル事業（6-4の(5)及び(6)の事業）の選定に当たり、以下の視点を参考に審査し、案件の選考を行う。

- (1) NPO等の活動基盤整備のための支援事業に対する支援、(2) 寄附募集支援事業、
(3) 融資利用の円滑化のための支援事業
 - ・支援事業の趣旨に合致するか
 - ・目的、内容等が妥当であるか
 - ・事業に継続性、発展性はあるか
- (4) つなぎ融資への利子補給事業
 - ・支援事業の趣旨に合致するか
 - ・委託者（行政からの委託業務であるか）
- (5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業、(6)社会イノベーション推進のためのモデル事業
 - ・支援事業の趣旨に合致するか
 - ・目的、計画が妥当であるか
 - ・NPO等と地方自治体の連携であるか
 - ・事業により大きな成果を期待できるか（仕組みや社会を大きく変えるか）
 - ・事業に継続性・発展性はあるか
 - ・事業に新規性・先進性はあるか
 - ・事業に普及性はあるか

- ・多様な参加者（マルチステークホルダー）が関与する仕組みとなっているか（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）

- ・制度・領域横断的であり、将来的な制度改正につながることを期待できるか（社会イノベーション推進のためのモデル事業）

8-3-3 審査の簡略化

NPO等の支援対象者の審査については、例えば、講習会等への参加のように厳格な審査を行うことが現実的ではないものは、運営委員会の判断において、審査の簡略化を行うことができる。（例えば、事業の委託を受けた組織・団体が、運営委員会に対して選定基準を示し、その結果について事後報告する等。）

8-3-4 透明性等の確保

運営委員会における審議は、透明性、公平性を確保する観点から、原則として公開で行うこととする（個別のNPO等の評価に関する議事等は例外として除く。）。公開に当たっては、原則として発言者名を明示した議事録を公表するとともに、一般市民の傍聴や、インターネットによる運営委員会の動画中継等についても積極的に取り組む。また、部会の運営に当たっても、運営委員会に準じ、透明性等の確保に努めるものとする。

8-3-5 留意事項

運営委員が申請案件と利害関係にある場合には、当該委員は、当該申請案件の審査からは除かれることとする。

8-3-6 報告

運営委員会は、その議事内容及び決定事項について、速やかに都道府県に報告するものとする。

9 連絡調整会議への参画

連絡調整会議は、支援事業に関して国と都道府県等の連絡調整等のために内閣府が設置するもので、都道府県は連絡調整会議に参画し、支援事業の円滑な推進に必要な各種の情報交換や検討を行い、都道府県内のNPO等の支援活動の強化に資する。

（参考：連絡調整会議の概要）

主 催：内閣府

メンバー：内閣府、各都道府県、その他

会議内容：

- (1) 支援事業の進捗状況の把握、課題の整理
- (2) NPO等の支援に関する共通事項の検討（寄附募集のノウハウ、概算払い導入促進に関する事項、NPO等への融資の円滑化方策、情報開示のための基盤整備等）
- (3) 各種情報交換（先進事例等）
- (4) その他

10 情報開示のための基盤整備について

都道府県は、「新しい公共」推進会議（以下、「推進会議」と言う。）での検討結果を踏まえたNPO等の情報基盤の整備の推進のため、以下のことを行うものとする。なお、推進会議では、NPO等の情報開示を促進していくための情報基盤のあり方に関し検討され、標準開示フォーマットが取りまとめられる予定。

10-1 団体情報の開示の義務付け

都道府県は、支援対象者、モデル事業（6-4の(5)及び(6)の事業）の実施主体及び都道府県から事業を委託された団体・組織に対し、採択後3ヶ月以内に、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付けることとする。なお、開示の手段については、当該NPO等のウェブサイトや都道府県のNPOポータルサイトのみならず、利便性が高く、全国共通のデータベースへの掲載も義務付けること。

10-2 団体情報の開示の普及推進

都道府県は、10-1に該当するNPO等のみならず、都道府県の他の事業において助成等を行うNPO等に対し、標準開示フォーマットでの情報開示を求めたり、都道府県内の他の助成団体に対し、標準開示フォーマットの活用を推奨したりするなど、標準開示フォーマットによるNPO等の情報開示を推進するよう努力すること。

10-3 財務報告の普及推進

都道府県は、支援事業で採択したNPO法人に対し、会計基準の導入推奨を含め、一般的に理解しやすい財務報告の普及を推進すること。

10-4 開示状況の確認

都道府県は、支援対象者に対して、11-1の成果の取りまとめと合わせて、情報開示や会計基準の導入状況について確認する。

11 成果のとりまとめと公表

11-1 成果のとりまとめ

都道府県から事業を委託された団体・組織、支援対象者及びモデル事業（6-4の(5)、(6)の事業）の実施主体は、事業終了後、速やかに、事業に係る成果をとりまとめ（講習会等への参加者などの支援対象者については、簡略化が可能。）、都道府県に報告書を提出するものとする。都道府県はこれらを運営委員会に報告するとともに、公表する。

11-2 都道府県の成果報告

都道府県は、上記に加え、事業計画及び成果目標の達成状況等を含め、支援事業の成果としてとりまとめ、運営委員会及び国にその結果を報告するとともに、公表する。

12 評価の実施について

12-1 評価の対象

支援事業の実施による施策効果について検証するため、以下の評価を実施する。

- (1) 都道府県、都道府県から事業を委託された団体・組織、支援対象者及びモデル事業(6-4 の(5)、(6)の事業)の実施主体は、支援事業の実施結果について自己評価を行う（講習会等への参加などの支援対象者については、簡略化が可能。）。
- (2) 上記(1)の自己評価結果及び11-2に基づきとりまとめられた成果について、運営委員会が第三者評価を行う。

なお、第三者評価に当たっては、必要に応じて支援対象者及びモデル事業(6-4 の(5)、(6)の事業)の実施主体や都道府県等から意見の聴取を行い、内容の修正等を行わせることができる。

12-2 評価結果の取扱い

12-1 の第三者評価の結果は、公表するものとする。また、第三者評価結果は、国に報告する。

13 監査等について

支援事業の適切な実施を確保する観点から、以下について、客觀性・透明性のある方法で監査等を実施する。なお、監査等の結果については、運営委員会及び国に報告するものとする。

13-1 都道府県の監査

都道府県は、6-4 の各事業について外部監査の実施等、適切に監査を実施する。

13-2 委託先に対する検査等

都道府県は、6-4 の各事業について業務委託を行った場合は、当該委託先について、当該業務委託契約に基づき、検査等を実施する。

13-3 支援対象者等に係る検査等

都道府県は、6-4 の(4)のつなぎ融資への利子補給事業の支援対象者、(5)の新しい公共の場づくりのためのモデル事業及び(6)の社会イノベーション推進のためのモデル事業の事業実施主体に対し、検査等を実施する。

14 ガイドラインの改正について

本ガイドラインは、社会経済情勢の変化が生じた場合、必要に応じ、改正することとする。